

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 少子化対策課

事業概要

細事業名	みえの出逢い支援事業費				区分	一部新
施策	231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり				
基本事業	23102	家庭力・地域力の向上支援				
		目標項目	25年度実績値		27年度目標値	
		「みえ次世代育成応援ネットワーク」 会員数（累計）	1,228 会員		1,500 会員	
選択・集中 重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	三重県子ども条例					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の実現に向け、結婚に向けた情報提供や機運の醸成等に取り組むことで、人生のパートナーとの出逢いを支援し、結婚を望む人が結婚できる地域社会を実現します。					
事業目標	<p>結婚を望む人への出逢いの場の情報提供や、市町などの自主的・主体的な活動を喚起することにより、地域社会における人生のパートナーとの出逢い支援を目標とします。</p> <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みえ出逢いサポートセンターが情報提供するイベント数 160 件 ・市町等へのアドバイザー派遣数 のべ20 件 ・結婚・家庭フォーラム 1 回 					
前年度から の変更点	<p>結婚を支援し、家庭や子どもを持つことのすばらしさを認識し、結婚支援を県内の多様な主体で取り組むため、様々な立場の方に参加いただく結婚・家庭フォーラムを実施します。</p> <p>また、1対1のマッチングの支援を望む方々に対して、出逢いサポートセンターの活動の中で、民間企業の取組にかかる情報提供にも配慮します。</p>					
事業の必要性と期待される効果	<p>・結婚は、個人の考え方や価値観に関わることであり、個人の自由が最優先されるものですが、国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、未婚者の約9割が将来結婚する意思を持っていること、また、本県が実施した「みえ県民意識調査」によれば、結婚していない理由として、出会いがないことが38.4%で最も多くなっていることから、県としても出会いの場の創出を支援していくことが重要です。</p>					

また、国の「2014年版 少子化社会対策白書」等、結婚に関する意識調査をみると、未婚者は経済的なことをはじめ、結婚に対してさまざまな不安を抱えている状況がみられることから、未婚者が結婚に希望を持ち、結婚に対して前向きに考え、取り組むことができるよう、出逢いの支援や、結婚の意義やすばらしさ、結婚をはじめとするライフプランを考えることの必要性などを伝えながら、結婚支援を進めていく必要があります。

このため、少子化対策の一環として、結婚を望む人達に対して出逢いの場等の情報提供を継続するとともに、新たに、結婚・家庭フォーラムを実施し、独身の男女をとりまく地域の企業や団体、市町等の結婚支援の取組を活性化するとともに、結婚を望む人が、将来の結婚に希望がもてるような意識啓発も含めて、結婚支援を進めます。

これらの事業の実施が、結婚を望む人が人生のパートナーと出逢い、結婚し、家族の絆を深めることで、それぞれの幸福実感を高めることにつながるものと考えます。

取組詳細

取組概要

結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、出逢いの場等の情報提供や市町等の結婚支援の取組を継続して行い、新たに、県内の多様な主体による結婚支援の機運醸成を図るフォーラムを開催します。

また、県有施設の資源やノウハウを活用し、施設の魅力と新たな人との出逢いの場をモデル的に創出する出逢い支援事業を実施します。

取組内容等

1 みえの出逢い支援事業 9,144千円(うち県費 6,582千円)

結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、引き続き、みえ出逢いサポートセンターにより、結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供や、企業間での出逢い支援に取り組むとともに、新たに結婚支援にかかるフォーラムを実施し、結婚の大切さ、結婚支援の意義等について県民の機運の醸成を図り、結婚支援の輪が広がることをめざす。

- ①出逢いサポート事業(継続)
- ②結婚支援アドバイザー派遣事業(継続)
- ③結婚・家庭フォーラム実施事業(新規)

2 【新】県有施設を活用した出逢い支援事業 1,691千円(うち県費 1,691千円)

県有施設の資源やノウハウを活用し、施設の新たな魅力と新たな人との出逢う場所を提供する事業をモデル的に実施し、成果やノウハウについて、次年度以降他の県有施設や市町に情報提供していく。

単なる婚活イベントではなく、施設の新たなファンを増やすとともに、その場を集まった方の出逢いの場ともすることで、施設側にも参加者にもメリットのある出逢い支援事業とする。

平成27年度は5県有施設で2回ずつ、計10回開催する。

[財源負担割合] 国 10/10、県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 平成25年度2月補正(平成26年度に繰越して実施)

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	不妊相談・治療支援事業					区分	一部新	
施策	232	子育て支援策の推進						
	23202	母子保健対策の推進						
基本事業	目標項目		26年度実績値		27年度目標値			
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数				220件			
選択・集中	緊5							
重点化施策	重点							
根拠 (法令等)	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額		320,160千円	360,076千円	433,513千円			
	決算額	336,661千円	374,901千円	328,980千円				
事業の目的	子どもを産みたい人が安心して産み育てられる、出産・子育てに希望がもてる三重をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援する。							
事業目標	不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになる。							
前年度からの変更点	一般不妊治療費助成事業（人工授精費用）の開始 不妊症看護認定看護師資格取得にかかる費用に対する助成の開始							
事業の必要性と期待される効果	<p>特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されない。不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっている。このため、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられているとともに、精神的にも不安を抱えている。</p> <p>そこで、特定不妊治療や不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門相談により精神的な負担を軽減する必要がある。さらに、所得の少ない夫婦については、特に重点的な支援が必要である。</p> <p>また、人工授精についても、保険診療対象外となっており、助成を受けられる自治体も少ないことから、経済的な支援が必要である。</p> <p>これらの支援により、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになる。</p>							

取組詳細

取組概要	<p>不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行う。</p> <p>特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、上乗せ助成、男性不妊治療に対する助成、および2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加を実施した市町に対して費用の一部を助成する。また、不育症治療等に対する助成を実施した市町に対して費用の一部を助成する。さらに、人工授精にかかる費用に対する助成を実施した市町に対して新たに費用の一部を助成する。</p> <p>また、不妊症看護認定看護師資格を持つ人材の育成を支援する。</p>
取組内容等	

(1) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられている。このため、特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援する。

【助成要件】

- ・実施主体：県
- ・対象治療：体外受精、顕微授精
- ・対象者：県内に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：上限15万円（一部7.5万円）
- ・助成回数
（平成26年度以降の新規申請者）
39歳以下は年間制限なく通算6回まで。40歳以上は初年度3回まで、2年目2回まで。
（平成25年度以前からの助成者）
1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度に通算5年間、通算10回まで。
- ・所得制限：夫婦合算所得730万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

(2) 特定不妊治療費助成金上乗せ事業 38,400千円（うち県費38,400千円）

所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きいことから、特定不妊治療費助成金の上乗せ助成を行う。

【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：体外受精、顕微授精
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：上限10万円（県1/2、市町1/2）
- ・助成回数
（平成26年度以降の新規申請者）
39歳以下は年間制限なく通算6回まで。40歳以上は初年度3回まで、2年目2回まで。

(平成 25 年度以前からの助成者)

1 年度あたり 1 回、通算 5 年間まで。

- ・ 所得制限：夫婦合算所得 400 万円未満
- ・ 医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

(3) 男性不妊治療費助成事業 650 千円 (うち県費 650 千円)

不妊の原因の半数は男性にあるが、このことは広く知られておらず、不妊に悩む夫婦の精神的な負担の一因となっている。男性不妊について広く周知啓発することにより、不妊に悩む夫婦が安心して妊娠・出産ができる環境を整備していく。

また、所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きいことから、上乗せ助成を行っているところであるが、男性不妊治療を行う場合、さらに治療費が増大し経済的負担が一層大きくなるため、特に重点的に支援を行う。

【助成要件】

- ・ 実施主体：市町
- ・ 対象治療：特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法 (T E S E) または精巣上体内精子吸引採取法 (M E S A)、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等。保険適用外の治療であること。
- ・ 対象者：県の特定不妊治療費助成を受け、市町が上乗せ助成した夫婦のうち、医療費が助成上限額を超過し、かつ男性を対象とする不妊治療を受けた夫婦。
- ・ 助成額：上限 5 万円 (県 1/2、市町 1/2)
- ・ 助成回数：(2) と同じ
- ・ 所得制限：夫婦合算所得 400 万円未満
- ・ 医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関または同医療機関の医師の指示等により受診した医療機関。

(4) 第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業 819 千円 (うち県費 819 千円)

国の制度改正に伴い、平成 26 年度から助成上限回数が減少した。このことの根拠は、妊娠の確率が累積 6 回程度までは増加するが、その後はほとんど増加しないことによる。しかし、特定不妊治療費助成を受けて 1 人目を出産した夫婦が、2 人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられないことが想定され、特に所得の少ない夫婦がこのことで 2 人目を断念するおそれがある。このため、夫婦合算所得 400 万円未満の夫婦に限り、2 人目以降の特定不妊治療に対して、通算 8 回まで助成することにより支援を行う。

【助成要件】

- ・ 対象者：特定不妊治療費助成事業の支給要件を満たし、1 人以上の実子がいる夫婦のうち、制度改正後の助成上限回数を超過し、かつ制度改正前の助成上限回数以内の夫婦
- ・ 助成額：上限 15 万円 (一部 7.5 万円) (県 1/2、市町 1/2)
- ・ 助成回数：特定不妊治療費助成を受けた回数と合算して通算 8 回まで
- ・ 所得制限：夫婦合算所得 400 万円未満
- ・ 医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

(5) 不育症治療費等助成事業 2,100 千円 (うち県費 2,100 千円)

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられている。一部の市町では、不育症にかかる検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。

【助成要件】

- ・実施主体：市町
- ・対象治療：保険適用外の不育症治療費および検査費
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：市町への補助上限額 5 万円 (県 1/2、市町 1/2)
- ・助成回数：1 年度あたり 1 回まで
- ・所得制限：夫婦合算所得 400 万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

(6) 【新】一般不妊治療費助成事業 1,000 千円 (うち県費 1,000 千円)

人工授精は保険診療対象外となっており、助成を受けられる自治体も少ないことから、不妊に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられている。

一部の市町では、人工授精にかかる費用への助成を行っていることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。

また、人工授精費用助成制度を創設することにより、三重県では男性不妊治療費助成や不育症治療費等助成と合せて、フルセットで不妊や不育症に悩む夫婦への経済的支援が可能となる。

【制度概要】

市町が実施する人工授精にかかる費用への助成に対して、市町助成額の 1/2 を補助金として市町へ交付する。

【助成要件】

- ・対象治療：人工授精 (保険適用外)
- ・対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・助成額：市町への補助上限額 1 万円 (県 1/2、市町 1/2)
- ・助成回数：1 年度あたり 1 回まで、通算 5 年まで
- ・所得制限：夫婦合算所得 400 万円未満
- ・医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

(7) 不妊専門相談事業 663 千円 (うち県費 332 千円)

- ・不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行う。

毎週火曜日 (祝日・年末年始除く) 10:00~20:00

- ・不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていくことを目的として、有識者による講演会等を開催する。

不妊に関する講演1回、不育症に関する講演1回、不妊治療者交流会1回、
不妊症看護認定看護師取得支援セミナー1回

(8) 【新】不妊症看護認定看護師資格取得支援事業 400千円(うち県費400千円)

不妊に悩む夫婦、不妊治療を受ける夫婦が増加を続ける中、不妊治療に関して高度な能力を有する看護師を医療機関に配置することで、治療者に対する支援体制を充実させていく。

【制度概要】

平成26年度からは、不妊治療実施医療機関等において不妊治療に従事する看護師等を対象として、当資格の取得を促し、不妊症看護の品質を向上させることをめざすためのセミナーを開催している。

平成27年度からは、当資格の取得にかかる費用の一部を助成することで、認定看護師の増加をめざし、不妊症看護の質を向上させる。

[実績等]

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位
相談件数	193	273	285		件
助成件数	2,009	2,325	2,453		件

[財源負担割合] 国 1/2 県 1/2 (1) (7)
県 10/10 (2) (3) (4) (5) (6) (8)

[事業負担割合] 国 1/2 県 1/2 (1) (7)
県 1/2 市町 1/2 (2) (3) (4) (5) (6)
県 10/10 (8)

[事業開始年度] 平成15年度 (7) 平成16年度 (1) 平成18年度 (2)
平成26年度 (3) (4) (5) (8) 平成27年度 (6)

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課

健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	不妊相談・治療支援事業				区分	一部新
施策	232	子育て支援策の推進				
基本事業	23202	母子保健対策の推進				
	目標項目		25年度実績値	27年度目標値		
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数		285件	220件		
選択・集中 重点化施策	緊5					
	重点	232 子育て支援策の推進				
根拠 (法令等)	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 安心こども基金運営要領					
予算 額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額		320,160千円	360,076千円	433,513千円	
	決算額	336,661千円	374,901千円	328,980千円		
事業の目的	子どもを産みたい人が安心して産み育てられる、出産・子育てに希望もてる三重をめざして、不妊や不育症に悩む夫婦を支援する。					
事業目標	不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになる。					
前年度から の変更点	<p>特定不妊治療費助成については、国の制度改正により、年齢に応じて助成回数が変更となる。合わせて、県単事業で実施している上乘せ助成の回数を拡大する。</p> <p>県単事業として、不育症治療等に対する助成、男性不妊治療に対する助成、および2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加を実施した市町に対する費用の一部助成を開始するとともに、不妊症看護認定看護師資格取得の支援を開始する。</p>					
事業の必要 性と期待さ れる効果	<p>特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されない。不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっている。このため、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられているとともに、精神的にも不安を抱えている。</p> <p>そこで、特定不妊治療や不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門相談により精神的な負担を軽減する必要がある。さらに、所得の少ない夫婦については、特に重点的な支援が必要である。</p> <p>これらの支援により、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようになる。</p>					

2 取組詳細

取組概要	<p>不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行う。</p> <p>特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、上乗せ助成、男性不妊治療に対する助成、および2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加を実施した市町に対して費用の一部を助成する。また、不育症治療等に対する助成を実施した市町に対して費用の一部を助成する。</p> <p>また、不妊症看護認定看護師資格を持つ人材の育成を支援する。</p>
取組内容等	

(1) 不育症治療費等助成事業〔新規〕 【予算額（うち一般財源）】1,600千円（1,600千円）

不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっており、不育症に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられている。一部の市町では、不育症にかかる検査や治療への助成を開始していることから、県が市町の助成事業を支援することによってこれらの助成事業の拡充を図り、不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減する。

【制度概要】

市町が実施する不育症治療費等にかかる助成に対して、市町助成額の1/2を補助金として市町へ交付する。

【助成要件】

- ・ 対象治療：市町が助成した保険適用外の不育症治療費および検査費
- ・ 対象者：県内各市町に住所を有する法律上の夫婦
- ・ 助成額：市町が助成した額の1/2（但し上限5万円）
- ・ 助成回数：1年度あたり1回まで
- ・ 所得制限：夫婦合算所得400万円未満
- ・ 医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関その他市町が認める医療機関

(2) 特定不妊治療費助成事業〔改正〕

特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は、経済的に大きな負担を強いられていることから、特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することで、不妊に悩む夫婦を経済的に支援する。

【改正概要】（国の制度改正により、平成26年度から助成回数に変更される）

〔改正後〕

- ・ 新規申請者…39歳以下は年間制限なく通算6回まで。
40歳以上は初年度3回まで、2年目2回まで。
- ・ 平成25年度以前からの助成者
1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度に通算5年間助成。
ただし、通算10回が上限。

〔現行制度〕

1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度に通算5年間助成。

ただし、通算 10 回が上限。

【国の制度改正】

	特定不妊治療費助成事業
平成 25 年度	初年度 3 回まで、2 年目以降年間 2 回まで、通算 5 年 10 回まで
平成 26 年度 平成 27 年度 (移行期間)	〔新規申請者〕 ○ 39 歳以下：通算 6 回まで・年間制限なし ○ 40 歳以上：初年度 3 回まで、2 年目 2 回まで 〔25 年度以前からの助成者〕 初年度 3 回まで、2 年目以降年間 2 回まで、通算 5 年 10 回まで
平成 28 年度～	○ 39 歳以下：通算 6 回まで・年間制限なし ○ 40～42 歳：通算 3 回まで・年間制限なし ○ 43 歳以上：助成対象外

(3) 特定不妊治療費助成金上乗せ事業 [改正] 【予算額 (うち一般財源)】 41,078 千円 (41,078 千円)

国の助成制度が平成 26 年度から改正され、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少なく、治療により出産に至る確率がより高い年齢のうちに必要な治療が受けられるよう、年間助成回数等が見直される。これに合わせて、所得の少ない夫婦に対する、県の上乗せ事業について改正を行う。

【改正概要】

国の制度改正に合せて県単上乗せ事業の助成回数を変更する。新規申請者は、39 歳以下の場合、年間制限なく通算 6 回まで上乗せ助成する。40 歳以上の場合、初年度 3 回まで、2 年目 2 回まで上乗せ助成する。25 年度以前からの助成者は、年 1 回、通算 5 年まで上乗せ助成する。

【備 考】

- 夫婦合算所得 400 万円未満、上限 10 万円の要件は維持する。

(4) 第 2 子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業 [新規]

【予算額 (うち一般財源)】 195 千円 (195 千円)

国の制度改正に伴い、平成 26 年度からは助成上限回数が減少する。このことの根拠は、妊娠の確率が累積 6 回程度までは増加するが、その後はほとんど増加しないことによる。しかし、特定不妊治療費助成を受けて 1 人目を出産した夫婦が、2 人目の治療を受けようとする際に、助成上限回数の減少により助成が受けられないことが想定され、特に所得の少ない夫婦がこのことで 2 人目を断念するおそれがある。このため、夫婦合算所得 400 万円未満の夫婦に限り、2 人目以降の特定不妊治療に対して、通算 8 回まで助成することにより支援を行う。

【助成要件】

- 対象者：特定不妊治療費助成事業の支給要件を満たし、1 人以上の実子がいる夫婦のうち、制度改正後の助成上限回数を超過し、かつ制度改正前の助成上限回数以内の夫婦
- 助成額：市町が助成した額の 1/2 (但し上限 75,000 円 ※CF は 37,500 円)
- 助成回数：特定不妊治療費助成を受けた回数と合算して通算 8 回まで
- 所得制限：夫婦合算所得 400 万円未満
- 医療機関：特定不妊治療費助成事業指定医療機関

(5) 男性不妊治療費助成事業〔新規〕 【予算額(うち一般財源)】 650千円(650千円)

不妊の原因の半数は男性にあるが、このことは広く知られておらず、不妊に悩む夫婦の精神的な負担の一因となっている。男性不妊について広く周知啓発することにより、不妊に悩む夫婦が安心して妊娠・出産ができる環境を整備していく。

また、所得の少ない夫婦にとっては、特定不妊治療にかかる経済的負担が特に大きいことから、上乗せ助成を行っているところであるが、男性不妊治療を行う場合、さらに治療費が増大し経済的負担が一層大きくなるため、特に重点的に支援を行う。

【制度概要】

現行制度において、特定不妊治療を受けた夫婦合算所得400万円未満の夫婦に対しては上限10万円の上乗せ助成をしている(市町が助成し県がその1/2を補助)。

特定不妊治療費が、助成上限額15万円(CFは7万5千円)と上乗せ上限額10万円の合計金額25万円(CFは17万5千円)を上回る場合、男性不妊治療費に限り、さらに5万円まで上乗せ可能とする。助成総額は最大30万円(CFは22万5千円)となる。

【助成要件】

- ・ 対象治療:市町が助成した男性を対象とする不妊治療(特定不妊治療の一環として実施するもの)。例えば精巣内精子生検採取法(TESE)や精巣上体内精子吸引採取法(MESA)。保険適用外の治療であること。
- ・ 対象者:県の特定不妊治療費助成を受け、市町が上乗せ助成した夫婦のうち、医療費が助成上限額を超過し、かつ男性を対象とする不妊治療を受けた夫婦。
- ・ 助成額:市町が助成した額の1/2(但し上限25,000円)
- ・ 助成回数:新規申請者…39歳以下は通算6回まで(年間制限なし)
40歳以上は初年度3回まで2年目2回まで
25年度以前からの助成者…年1回、通算5年まで
- ・ 所得制限:夫婦合算所得400万円未満
- ・ 医療機関:特定不妊治療費助成事業指定医療機関または同医療機関の医師の指示等により受診した医療機関。

(6) 不妊症看護認定看護師資格取得支援事業〔新規〕【予算額(うち一般財源)】 129千円(129千円)

不妊に悩む夫婦、不妊治療を受ける夫婦が増加を続ける中、不妊治療に関して高度な能力を有する看護師を医療機関に配置することで、治療者に対する支援体制を充実させていく。

【制度概要】

平成26年度は、不妊治療実施医療機関等において不妊治療に従事する看護師等を対象としたセミナーを開催し、当資格の取得を促し、不妊症看護の品質を向上させることを目指す。

平成27年度は、当資格の取得にかかる費用の一部を助成することで、不妊症看護の質を向上させることを目指す。

【備考】

- ・ 不妊治療は精神的にも負担が大きく、不妊専門相談センターにも治療に関する悩み相談が多く寄せられている(H24年度「治療に関する悩み」170件)。
- ・ 認定看護師は、医療現場で治療方針に応じて個別に患者のケアを行い、県の不妊専門相談センタ

一は不妊に関する総合的な相談に対応している。両者が車の両輪のように機能することで患者への支援が充実するものである。

(7) 不妊・不育症知識普及啓発事業〔改正〕 【予算額(うち一般財源)】1,104千円(552千円)

不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていく。

【改正概要】

- ・ 不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発するため、有識者による講演会等を開催する(不妊に関する講演1回、不育症に関する講演1回、不妊治療者交流会1回)。
- ・ 男性不妊も含め、不妊専門相談体制を強化するため、相談員を2名体制から3名体制に増員する。

(8) 不妊専門相談事業〔継続〕

不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育症に関する悩み等に関する電話相談、面接相談を行う。

※毎週火曜日(祝日・年末年始除く) 10:00~20:00

〔実績等〕

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	単位
相談件数	193	273	285	件
助成件数	2,009	2,325	2,453	件

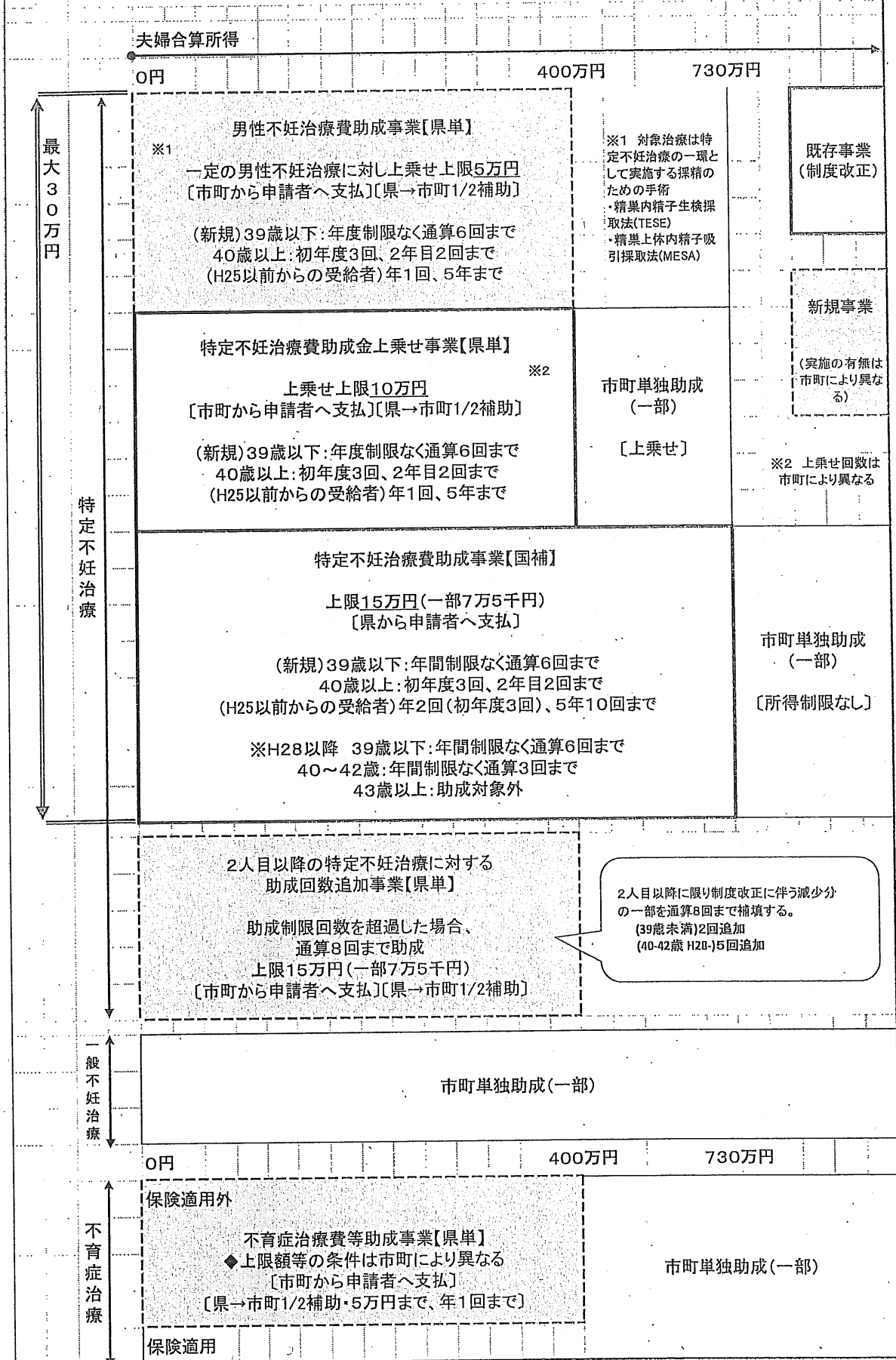
〔財源負担割合〕 国 1/2 県 1/2 (1)、(3)、(4)、(5)、(6)の県単事業 県 10/10

〔事業負担割合〕 国 1/2 県 1/2 (1)、(3)、(4)、(5)の県単事業 県 1/2 市町 1/2
(6)の県単事業 県 10/10

〔事業開始年度〕 平成15年度((2)は平成16年度、(3)は平成18年度、(1)(4)(5)(6)は平成26年度)

【不妊相談・治療支援事業】

平成26年度 不妊治療、不育症治療にかかる助成制度の概要図



3 中間進捗情報

成果と残された課題	
	<p>9月末時点において、特定不妊治療費助成件数は、1,147件（対前年同期比110%）、不妊相談件数は、118件（対前年同期比93%）となっています。</p> <p>平成26年度から開始した新規事業（県単独事業）については、男性不妊治療費助成事業は14市町、第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業は12市町、不育症治療費等助成事業は18市町が実施しています。より多くの不妊や不育症に悩む夫婦がこれらの事業による助成を受けられるよう、新規事業の実施市町を拡大していくことが必要です。</p>
下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向	
	<p>〔下半期〕</p> <p>引き続き、特定不妊治療費助成および不妊専門相談を実施するとともに、新規事業の実施市町の拡大を目指します。</p> <p>〔翌年度〕</p> <p>平成27年度新規事業（県単独事業）として、一般不妊治療費助成事業（市町が助成した人工授精にかかる費用の1/2を県から市町へ補助）を開始します。不妊症看護認定看護師資格取得支援事業については、資格取得にかかる費用の一部助成を新たに開始します。</p>

4 年間実施結果

取組結果	
成果と残された課題	
	<p>(1) 成果</p> <p>(2) 課題</p>
見直しの視点	
総	<input type="checkbox"/> 事業目的の妥当性 <input type="checkbox"/> 県関与の必要性 <input checked="" type="checkbox"/> 手段の有効性 <input type="checkbox"/> 手段の効率性 <input type="checkbox"/> 緊要性
	<input type="checkbox"/> 該当なし
見直しの方向	
合	<input type="checkbox"/> 廃止(廃止) <input type="checkbox"/> 廃止(民営化) <input type="checkbox"/> 廃止(国へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(市町へ移譲) <input type="checkbox"/> 廃止(休止)
	<input type="checkbox"/> 見直し・縮小(要改善) <input type="checkbox"/> 統合化(要改善) <input type="checkbox"/> 終期設定(要改善) <input type="checkbox"/> 現行通り <input checked="" type="checkbox"/> 拡充
民間活力の活用	
	<input type="checkbox"/> 人材派遣 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> PFI等 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 現行通り

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

不妊や不育症に悩む夫婦への支援を拡充し、不妊や不育症に悩む夫婦が安心して治療が受けられるようにしていく必要があります。

(2) 課題への対応

平成 27 年度新規事業（県単独事業）として、一般不妊治療費助成事業（市町が助成した人工授精にかかる費用の 1/2 を県から市町へ補助）を開始します。不妊症看護認定看護師資格取得支援事業については、資格取得にかかる費用の一部助成を新たに開始します。

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	産後ケア事業費				区分	継続
施策	232	子育て支援策の推進				
	23202	母子保健対策の推進				
基本事業	目標項目		26年度実績値		27年度目標値	
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数				220件	
選択・集中						
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	「みえ県民意識調査」結果 理想とするこどもの数が2.5人に対し、実際のこどもの数は1.7人に留まっている					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額				2,520千円	
	決算額					
事業の目的	子どもを持つことを望む県民が、理想とするこどもの数を産み育てられるよう、子育て環境が整っていないなど支援の必要な妊産婦を早期に把握し、途切れない家族支援の一環として、産院退院直後の支援を行う。産院入院期間が短縮傾向にある中においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。					
事業目標	分娩後、妊娠や分娩によって変化したからだや妊娠前の状態に戻るまでの期間、あるいは、分娩後のホルモンバランスの変化に伴い精神的に不安定な期間、母親になった女性の心身が癒され、親子の愛着形成と、親としての自立が促される場が確保されている。					
前年度からの変更点	産後ケア受託意向調査の結果、助産所の訪問型への意向が多かったことから、訪問型も補助対象に拡大する。					
事業の必要性と期待される効果	産院退院後の悩みや孤立感は、第2子以降の出生行動に影響を与えるといったことや、児童虐待の問題に関わっているとの指摘がある。このため、出産前後の不安の強い時期から必要な支援を行うことで、子どもへの愛着が高まり、子どもを持つことについての理想と現実のギャップの要因となっている子育て環境について課題解決の一助となる。					

取組詳細

取組概要

核家族や晩産化等で育児支援者の無い産婦が産院退院後、1週間程度の間、助産所や医療機関の空き病床を利用し宿泊、日帰りまたは訪問により、新生児の世話や専門家(助産師や看護師等)による保健指導や育児指導を受けることで、不安の解消が図れるように取り組む。

取組内容等

産後ケア事業費 2,470千円(うち県費2,470千円)

市町は医療機関や助産所との連携を強化し、産後ケアが必要な妊産婦を把握し、産後ケア事業につなげる。

県は産院退院後の支援が必要な産婦に対し、助産所または医療機関の空きベッドを活用し、1日～1週間程度宿泊、日帰りまたは訪問により、母乳指導や沐浴指導等の育児支援や新生児の育児支援を受ける経費の一部の補助を行う市町を支援する。

(市町1/2 1日上限5,000円1人7日上限)

[実績等]

産後ケア事業の受託意向調査を医療機関と助産所に行い、各市町に情報提供を行いました。産後ケア事業実施要綱、補助要領を作成し、市町に事業実施を促しました。2市から申請があり、サービスが開始されています。

[必要性等]

平成26年度から実施している事業であり、市町の「妊娠期からの切れ目のない支援体制づくり」を支える効果がある。今問題視されている“産院退院直後の支援が薄い”ことに直接的な効果があり、地域の資源に応じた市町の取組を後押ししている。三重県産婦人科医会、三重県助産師会も協力意向を示しており、県、医療機関、市町の三者が一体となって事業の拡大に取り組むべき年度である。

今年度は新たに5つの市町が事業に参入予定であり、26年度実施した医療機関のアンケートをもとに、既に医療機関調整に入り27年度当初から事業が実施可能となるよう準備を進めている市町が多い。

平成27年1月時点では7市町で実施見込みであるが、検討中の市町に対応するため、494日分を見込んだ。

[財源負担割合] 県10/10

[事業負担割合] 県1/2 市町1/2

[実施主体] 県、市町

[事業開始年度] 平成26年度

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

1 事業概要

細事業名	産後ケア事業				区分	新規
施策	232	子育て支援策の推進				
基本事業	23202	母子保健対策の推進				
	目標項目		25年度実績値		27年度目標値	
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数		285件		220件	
選択・集中						
重点化施策	重点	232 子育て支援策の推進				
根拠 (法令等)	「みえ県民意識調査」結果 理想とするこどもの数が2.5人に対し、実際のこどもの数は1.7人に留まっている					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額				2,520千円	
	決算額					
事業の目的	子どもを持つことを望む県民が、理想とするこどもの数を産み育てられるよう、子育て環境が整っていないなど支援の必要な妊産婦を早期に把握し、途切れない家族支援の一環として、産院退院直後の支援を行う。産院入院期間が短縮傾向にある中においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。					
事業目標	地域特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援の推進					
前年度からの変更点						
事業の必要性と期待される効果	産院退院後の悩みや孤立感は、第2子以降の出生行動に影響を与えるといった指摘や、児童虐待の問題にかかわっているとの指摘がある。このため、出産前後の不安の強い時期から必要な支援を行うことで、子どもへの愛着が高まり子どもを持つことについての理想と現実のギャップの要因となっている子育て環境にかかる課題解決の一助となる。					

2 取組詳細

取組概要	核家族や晩産化等で育児支援者の無い、産婦が産院退院後、1週間程度の間、助産所や医療機関の空き病床を利用し宿泊や日帰りで、新生児の世話や助産師や看護師等専門家による保健指導や育児指導を受けることで、産婦の不安の解消に取り組む。
取組内容等	

実施主体：県

産後ケア（レスパイト）事業 【予算額（うち一般財源）】2,520千円（2,520千円）

助産所または、医療機関の空きベッドを活用し、産院退院後の支援が必要な産婦に対し、1日もしくは1週間程度宿泊し、新生児の育児支援を受けるとともに助産師や看護師等専門家による母乳指導や沐浴指導等の育児支援を行う。

産婦や新生児の宿泊や日帰り利用に係る経費の一部を補助を行う市町を支援する。

（市町1/2 1日上限5,000円）

[実績等]

産後ケア事業の受託意向調査を医療機関と助産所に行い、各市町に情報提供を行いました。産後ケア事業実施要綱、補助要領を作成し市町に事業実施を促しました。1市から申請がありました

[財源負担割合] 県10/10

[事業負担割合] 県1/2 市町1/2

[実施主体] 県、市町

[事業開始年度] 平成26年度

3 中間進捗情報

成果と残された課題

産後ケア事業の受託意向調査を医療機関と助産所に行い、各市町に情報提供を行いました。
産後ケア事業実施要綱、補助要領を作成し市町に事業実施を促しました。1市から申請がありました。
今後は最低1市から申請の予定がありますが、事業の拡大に向け各市町の取り組み推進のための情報提供を行う必要があります。

下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向

〔下半期〕

今後実施に興味を持った市町に対し、事業説明を行っていきます。

〔翌年度〕

今年度の受託意向調査では助産所でのアウトリーチ活動の意向が多かったため、補助範囲を拡大し、アウトリーチも補助可能とすることで各地域の助産師を有効活用し、産婦の支援体制の拡充を図ります。

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題

(1) 成果

今年度は国のモデル事業を実施した市のみの取り組みとなったが、医療機関、助産所の調査を行ったことで各市町から来年度以降の実施の意向が伝えられ、産後ケア事業予算化への意欲につながった。

(2) 課題

今後さらに各地で取り組む機運が広がるように、事業が軌道に乗るまでの間、補助を行っていく必要がある。

各地で行われる産後ケア事業について、医療機関や助産所と連携することの課題の分析や情報共有を行っていく必要がある。

見直しの視点

事業目的の妥当性 県関与の必要性 手段の有効性 手段の効率性 緊要性
 該当なし

見直しの方向

廃止(廃止) 廃止(民営化) 廃止(国へ移譲) 廃止(市町へ移譲) 廃止(休止)

見直し・縮小(要改善) 統合化(要改善) 終期設定(要改善) 現行通り 拡充

民間活力の活用

人材派遣 委託 PFI等 指定管理者制度 地方独立行政法人 現行通り

判

今後に向けた改善のポイントと取組方向

断

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

県内の医療機関、助産所の有効活用と連携

(2) 課題への対応

今後さらに各地で取り組む機運が広がるように、事業が軌道に乗るまでの間、補助を行っていく必要があります。

各地で行われる産後ケア事業について、医療機関や助産所と連携することの課題の分析や情報共有を行っていく必要があります。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	母子保健支援者育成事業費				区分	継続
施策	232	子育て支援策の推進				
基本事業	23202	母子保健対策の推進				
	目標項目		26年度実績値		27年度目標値	
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数				220件	
選択・集中						
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	母子保健法第8条					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額			4,848千円		
	決算額					
事業の目的	<p>核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族が抱える子育てに関する悩み・不安や育児負担が増大するなかで、市町の相談窓口や地域において妊産婦等を支える人材を育成することにより、地域で妊産婦等を切れ目なく支える体制の整備を図ります。</p>					
事業目標	<p>市町の担当者や地域のボランティア等に対して、妊産婦等を支援するために必要な知識・技能を習得するための研修を行うことにより、市町の相談窓口や地域において妊産婦等を支援する人材が育成されています。</p>					
前年度からの変更点						
事業の必要性と期待される効果	<p>核家族化、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦の育児不安や育児負担が増大している中、一部の市町では、フィンランドのネウボラを参考に、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援システムの構築が検討されています。</p> <p>こうした取組の核となり、また支援の担い手となり得る人材を育成し、活用を促すことにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。</p> <p>また、実際に沐浴等育児支援や家事支援等の支援を受けることにより、育児負担が軽減され、妊産婦の出産や育児に対する満足度が向上し、第2子、第3子の出産へとつながることが期待されます。</p>					

取組詳細

取組概要	妊産婦や家族のケース支援の窓口となって、支援ニーズを踏まえた情報提供や、関係機関との調整を行う母子保健コーディネーターを育成します。
	ヘルパーや生活支援員等を対象に養成講座を実施して、育児支援や家事支援を行う育児支援ヘルパーを養成し、登録管理を行います。 育児支援ヘルパーの活用につなげるため、利用者だけでなく、母子保健コーディネーターや各市町の相談窓口へ育児支援ヘルパーの活用方法等について情報提供を行います。
取組内容等	

母子保健支援者育成事業費 2,750 千円（うち県費 一 千円）

1. 母子保健コーディネーターの養成

市町の相談窓口において、妊産婦やその家族等の利用者のニーズを把握し、利用者への情報提供や関係機関との連携を通じて、個々の利用者に応じた効果的な支援をコーディネートする母子保健コーディネーターを養成するため、市町の保健師、助産師、保育士等を対象に研修を実施します。

①母子保健コーディネーター養成研修の実施

2 日間程度の講習会 養成数 30 人程度

〈研修内容〉

関係機関との連携方法や支援方法、支援内容の見極め方や関係機関とのネットワークの構築の仕方等

2. 育児支援ヘルパーの養成

支援を必要とする妊産婦やその家族の家事や育児の負担を軽減するため、実際に家庭を訪問して必要な家事援助・育児援助等を行う育児支援ヘルパーを養成するため、県内市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の担当者、母子保健推進員、地域のボランティア等を対象に研修を実施するとともに、受講者を育児支援ヘルパーとして認証し、登録管理を行います。

①育児支援ヘルパー養成研修の実施

3 日間 15 時間の講座を受講した者を育児支援ヘルパーとして登録 養成数 60 人程度

〈研修内容〉

妊娠中の健康管理、乳幼児の発育発達、育児の基礎知識、沐浴方法、多胎児の家族支援、傾聴等

②認証、登録管理

③各市町相談窓口への情報提供 等

[財源負担割合] 国 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 平成 25 年度

平成27年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 健康福祉部子ども・家庭局 子育て支援課

事業概要

細事業名	母子保健体制構築アドバイザー設置事業費				区分	新規
施策	232	子育て支援策の推進				
	23202	母子保健対策の推進				
基本事業	目標項目		26年度実績値		27年度目標値	
	三重県不妊専門相談センターへの相談件数				220件	
選択・集中						
重点化施策	重点					
根拠 (法令等)	母子保健法第8条					
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	予算額					
	決算額					
事業の目的	<p>県内の市町がそれぞれの地域の実情に応じて産婦人科・小児科・助産師・子育て支援センター等の資源をネットワークでつなぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健サービスを提供する仕組みを構築できるよう支援し、県内の母子保健対策の充実を図ります。</p>					
事業目標	<p>母子保健体制構築アドバイザーの支援により、各市町に地域の実情に応じた切れ目のない母子保健サービスを提供する体制の整備を進めます。</p>					
前年度からの変更点						
事業の必要性と期待される効果	<p>地域の実情に応じた母子保健対策を実施するためには、各市町が地域の強み・弱みを把握・分析したうえで支援体制の整備等を行うことが重要であり、市町の状況に応じたより専門的な助言等を行う必要があります。</p> <p>母子保健体制構築アドバイザーの助言等により、県内の市町において切れ目のない支援体制が整備されることにより、県全体の母子保健対策の充実につながります。</p>					

取組詳細

取組概要	県に母子保健体制構築アドバイザーを配置し、各市町を巡回して母子保健支援体制の整備についての必要な助言等を行います。 三重県の母子保健事業についての現状分析や評価を行い、市町に情報提供等を行います。
取組内容等	

母子保健体制構築アドバイザー設置事業 716 千円（うち県費 716 千円）

- ・母子保健体制構築アドバイザーが各市町を巡回し、市町の地域診断や母子保健ケアシステムの確立について必要な助言等を行います。
- ・母子保健体制構築アドバイザーが、三重県の母子保健事業についての現状分析や評価を行い、市町に情報提供等を行います。

[財源負担割合] 県 10/10

[事業負担割合] 県 10/10

[事業開始年度] 平成 27 年度